

○淀川水系 5 ダムについての方針に対する各委員からの質問 (5 ダム共通、余野川ダム関連を抜粋)

質問の対象資料	見出し分類	目次分類	頁・項目 番号	質問内容
淀川水系 5 ダムについての方針 [審議資料 1-2]	前文	全般 その他	P1	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の 1 ページ 9 行目から、「今後、河川整備基本方針を策定し、これに基づき河川整備計画を策定・・・」とありますが、過日、委員会に示された「淀川水系河川整備計画策定に向けて」～今後の進め方～では、新委員会へ移行して後、「河川整備計画基礎案見直し」を行い、「河川整備基本方針」までに委員会、住民意見の聴取、自治体意見の聴取を行って、「河川整備計画原案」を発表することになっています。「整備計画原案」までの手続き、および、現在の位置づけについて説明をお願いします。(荻野芳彦委員) ・前文について <ol style="list-style-type: none"> 1) 文脈から推量すると、淀川水系流域委員会は「関係者」に当たらない。相違ないですか。 2) 「関係者」に当たらないとき、この方針に関して淀川水系流域委員会が今後果たす役割は何ですか。 3) 「関係者」との調整については、適宜の中間報告と調整結果の報告が予定されていますか。 4) 河川整備基本方針、河川整備計画策定の時期はいつを目標にされていますか。(金盛弥委員) ・「関係者」という記述が 4 ヶ所ありますがどのような人達を指すのでしょうか。(田中真澄委員) ・「関係者と調整」という言葉が各所に出てくるが、それぞれに関係者が異なると考えられるので、その内容を具体的に示してほしい。また、調整の結果で方針が変わることもあるのか。 (寺川庄蔵委員) ・「経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討しました。」とあるが、5 ダムの個別の方針の中に具体的な記述がない。これでは検討できないのでその検討結果を示してほしい。 (寺川庄蔵委員) ・7 月 1 日の河川管理者による委員会出席委員に対する説明および質疑応答でも説明された、「淀川水系 5 ダムについての方針」の、『方針』ということばの意味。(谷内茂雄委員) ・新聞報道によると丹生ダムの容量を 1/3、川上ダムを 2/3 に縮小するとあるが、「とりまとめ」にも具体的に示す必要があるのではないのでしょうか。(田中真澄委員) ・(1)ダム建設に対する基本姿勢 淀川水系流域委員会が公表した「事業中のダムについての意見書」では、ダム建設が与える正負の影響を治水・利水・環境面から総合的に判断する視点を「治水・利水の効果が自然環境に及ぼす負の影響にもまして人間生存に不可欠と認められる場合に、はじめてダムの建設が容認される」と述べている。 今回の整備局の方針では、いかなる判断基準にしたがってダム建設の是非を判断されたのか。国策である以上、少なくとも百年の計であると考えられるため回答いただきたい。

			<p>また、ダム建設に対する基本姿勢をより充実させるため、ダム建設が治水・利水・環境に与える影響を日常から精査されることを願うものである。その意味では、今回の整備局の方針にある丹生ダム・川上ダムの変更案はもちろんであるが、ダム供用を当面実施しないとした大戸川ダム・余野川ダムについても新たな視点から治水・利水・環境について個々の事象に対する調査・検討されることが望ましいと考える。整備局の考えを回答いただきたい。</p> <p>(2)住民意見の聴取・反映</p> <p>淀川水系流域委員会の提言・意見書を受け、対話集会などを通して個々のダム建設に対する流域住民の民意を今回の整備局方針において充分反映されたものと信じるが、今回の方針には、いかなる民意がありいかに反映されたかが記載されていない。回答いただきたい。</p> <p>また、今回の整備局の方針にある丹生ダム・川上ダムの変更案とともに、ダム供用を当面実施しないとした大戸川ダム・余野川ダムについても、今回の整備局方針に対する住民意見の聴取と反映を新たに行うことが原則である。これに関して整備局の考えを回答いただきたい。(三田村緒佐武委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)ダム建設に対する基本姿勢 <ol style="list-style-type: none"> 1. 「当面実施せず」は新聞報道のように中止を意味しているのか？。 2. 「当面実施せず」を誰が聞いても納得できるわかりやすい言葉で説明いただけますか (2)住民意見の聴取・反映 <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の委員会や住民の意見によって方針が修正されたり変わったりすることがあるのか？ 2. 今回のダム方針発表にあたり地元だけでなく広範な市民・住民に対して、①住民意見がどのように反映されたか、②方針についての説明の二点について説明会を行う予定をしているのか？。 (本多孝委員) ・ 今後、河川管理者側はどのような手順と日程をおおまかに想定して、公表された指針を最終的に決定し、河川整備基本方針を策定し、さらに整備計画策定へと進めようとしているのか。その過程で必要ならば修正の余地はあるのか。再度確認の意味も含めて、この時点で見解と見通しを示してほしい。 社会情勢やその他の基本的な想定条件はこれまでもそうであったように(このことについては公表された指針でも認めているところである)、今後もかなりの不確定性やブレがありえるのではないか。その場合、河川整備基本方針の決定にいたるまで、またその後の整備計画策定と各事業の整備の過程においても、そのつど、進展状況のモニターと必要に応じての見直しのプロセスを事前にルールとして設定しておくべきではないのか。(岡田憲夫委員)
--	--	--	--

質問の対象資料	見出し分類	目次分類	頁・項目 番号	質問内容
淀川水系5ダムについて (調査検討のとりまとめ) [審議資料1-3]	各ダム共通	治水 (1)	P1 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)治水②において、破堤による被害のための具体的な対策としてソフト施策とハード施策を挙げていますが、ハード施策に「堤防強化」は含まれているのですか。含まれているとしますと、各ダムでの記述から一部を除いてなぜ除外したのですか。また、含まれていないとしますと、基礎原案および基礎案で「最優先で取り組む」とした姿勢との整合性をどのように考えているのですか。また、破堤の原因の75%は越水であるとの調査結果がありますが、耐越水堤防についてのお考えを説明してください。(今本博健委員)
		利水 (2)	P1 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)利水④において、水需給のあり方について包括的に整理することが必要であるとしていますが、流域委員会が提言しました「水需要管理」の考え方についてどのようにお考えか説明してください。(今本博健委員) ・水利権上は水余りに見えても、変動に伴う水供給の不安定さはある。利水にあつて既往最大規模の渇水にあつても断水を生じさせないことを目標にするとあるが、確保すべき渇対容量がそれにどのようなむすびつくのか運用と算定根拠を。(池淵周一委員)
		環境 (3)	P1 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響の③および、丹生ダムについての3.(4)環境への影響[調査検討項目3)、4)に相当]の④で、「具体的な手法等については、より詳細な調査検討を継続して実施していきます。」とあるが、「具体的な手法等」と「より詳細な調査検討」の内容を具体的に示してほしい。(寺川庄蔵委員)
			P1	<ul style="list-style-type: none"> ・(3)環境への影響についての調査は、ダム事業を「当面実施しない」場合、直ちに中止するのですか。(今本博健委員) ・環境への影響、「軽減」とはどの程度で、何を基準にしてダムの是非の判断に影響するのでしょうか。(田中真澄委員)
		その他		<ul style="list-style-type: none"> ・「5ダム調査、検討について」 中間とりまとめ平成16年12月5日(整備局)には「ダム以外の治水対策については滋賀県と調整する。」となっていますが、今回の検討、結果については事前に話をされましたか。 今回の調査、検討の結果については「意志形成過程」と理解してよろしいですか。(田中真澄委員) ・7月1日の発表資料は、これから20年以内に地球温暖化によってひきおこされるであろう巨大災害、とりわけ集中豪雨や土砂崩れさらには早魃などの頻発を考慮にいれてのご発表なのかどうか。もしそうなら集中豪雨は時間降水量何mmを想定され、最大風速何メートルの台風の襲来、どのようなレベルの早魃の被害を想定されたうえでのご発表なのか。(安田喜憲委員)

○淀川水系 5 ダムについての方針に対する各委員からの意見

意見の対象資料	見出し分類	目次	頁・項目 番号	質 問 内 容
淀川水系 5 ダムについての方針 [審議資料 1-2]	各ダム共通 全般		P1	<ul style="list-style-type: none"> 一委員としてみて、今回公表された 5 ダムの方針は、公表にいたる過程が唐突過ぎ、また結果的に事後にその概要を知りえたという点で遺憾である。ただし整備基本方針についての河川管理者側の明確な意思表示があったことにより、流域委員会側は今後これを受けての明確な意思表示と、より現実的・具体的な検証と提言を可能な限り速やかに行っていく必要がある。 委員会は、このたびの指針の中で「当面実施せず」とした大戸川ダムや余野川ダムについては、ダム整備が行われなくなることによって生じる経済的・社会的不利益や社会的費用を具体的に把握するとともに、それを可能な限り軽減しうる方策についても独自に検討し、提案していく努力をするべきであろう。またそのような「社会的痛み」を伴ってもあえて「ダム整備なし」のやり方で対応していくことの「社会的意義」（例えば、新しい流域社会システムの形成）と「社会経済的な価値や便益」について説得力ある説明を提示していくことが必要であろう。（岡田憲夫委員）
	余野川ダム	治水	P3	<ul style="list-style-type: none"> 治水上の緊急性は、狭窄部上流にあると管理者は指摘されている。しかし、下流も含め猪名川の流域は市町村、都市が、他のダムと比較しても多くはりついている川である。この状況を考慮すると洪水時の被害は大きくなり、治水対策の必要性が大きいことは明確である。今後の代替案としての河川整備の有用性とダム建設の有用性の比較が根拠ある検討として示せない時点で、コスト面のみからダム建設を中止する意志決定は、時期早尚ではないだろうか？（川崎雅史委員）

<p>淀川水系 5 ダムについて (調査検討のとりまとめ) [審議資料 1-3]</p>	<p>各ダム共通</p>	<p>その他</p>	<p>・7月6日資料の「淀川水系5ダムについての方針」にはこれまでの調査検討結果を踏まえ、各ダムごとに、治水、利水の必要性—環境への影響等の観点から総合的に検討し、国土交通省の方針をとりまとめました。とあるが、総合的に検討した総合評価が書かれていない。</p> <p>特に自然環境への影響に関しては、ダム設置を前提とした影響軽減策が中心に述べられており、ダムを造ることの環境への直接的インパクトについては述べられていない。ダム建設は自然環境へ多大な負のインパクトを与えられることは自明の理であり、これを遙かに上回るメリットがある場合にのみ、ダム建設が行われるべきであり、この点の総合考察がないことは、今回の方針は極めて不十分なものと言わざるを得ない。</p> <p>例えば丹生ダムの場所はブナ・ミズナラ林を含む自然植生が現存している非常に貴重な場所であり保全上の価値は著しく高いと考えられる。これを象徴するようにイヌワシやクマタカなど大型猛禽類が生息しており、この地域の生物多様性の高さを示している（近年これら猛禽類の生息する場所は生物多様性が高いことが科学的に例証された）。それにも拘わらず本ダムを建設することに依る自然環境への影響予測はイヌワシとクマタカに関してのみ書かれており、それも影響を回避低減するための措置が述べられているだけである。</p> <p>また哺乳類ではもっとも絶滅危惧種が多いコウモリ類の調査が行われておらず、ここには樹洞性のコウモリであるクロホホヒゲコウモリなど生息している可能性があるにも拘わらず、一切の調査をせず保全策も講じられていないなど極めてずさんな調査であると言わざるを得ない。私の判断では本地域の生物多様性の観点から、自然環境上の価値は極めて高く、ダム建設によりそれらの価値がかなり損なわれると考えられる。これらの価値に関してどのような考えた課なのか、影響が軽微であるという根拠を示されたい。</p> <p>(村上興正委員)</p>
--	--------------	------------	---